

町制施行90周年記念
防災訓練及び
写生大会の開催



今年町制施行90周年を迎える熊野町では、災害時に役立つ訓練を実施します。また、消防車両などの写生大会も開催しますので、ふるってご参加ください。

- 11月24日(月)午前8時半～正午
- 町民グラウンド
- ▽訓練の内容
- ・初期消火訓練

- ・煙体験ハウス
- ・救急救命講習
- ・起震車による地震体験
- ・倒壊建物からの救出訓練 (一部住民に限る)



※当日はヘリコプターが会場付近を飛行しますので、一時的に騒音が発生します。あらかじめ、ご了承ください。

▽写生大会の概要

参加対象は幼稚園児・小学生とし、参加料は無料です。道具は持ってきてください。画用紙は会場提供します。受付は当日会場午前8時から行いますので、ふるってご参加ください。

なお、終了時刻は午前11時までとなっております。※雨天の場合は、当日の午前7時半に中止放送を行います。

- 6 ■ 生活環境課 ☎820・560

お知らせ11月



相談

各種相談についての秘密は厳守します。お気軽に相談ください。

多重債務者無料相談会

広島県では、弁護士や司法書士による債務整理等の無料相談会を開催します。

電話相談 ☎511・3556 (相談当日限り) 又は ☎511・3557

■ 11月28日(金)、29日(土) 午前10時～午後4時▽相談先：広島弁護士会館

面接相談

近隣の会場は次のとおりです。各会場に前日までに事前予約が必要です。(定員あり・先着順)

■ 広島弁護士会館 ☎11月28日(金)、29日(土) 午前10時～午後4時▽予約先：広島県

消費生活課 ☎513・2730

- 呉市つばき会館 ☎11月29日(土) 午前10時～午後4時
- ▽予約先：呉市市民課 ☎0823・253222

- 東広島市役所 ☎11月29日(土) 午前10時～午後4時
- ▽予約先：東広島市市民生活課 ☎0824・200924

各会場では、保健師や臨床心理士などが多重債務問題を抱えている人の精神面の「こころのケア相談」にも応じます。

- ▽実施主体：広島県多重債務者対策協議会、広島弁護士会、広島司法書士会ほか
 - 広島県消費生活課 ☎513・2730
- (生活環境課)

下水道ご使用上のお願い

■ 下水道課 ☎820・5609



ごみや油などを下水に流すと、排水パイプや汚水ますが詰まるなど悪臭の原因になります。また、下水処理場で、微生物が汚水を処理するために、エネルギーを余分に消費することになります。ちょっとした心がけで、下水道設備は長持ちし、また環境保護にもつながります。

- 台所のごみを流さないで
野菜くずや食べ残しなどの調理ごみを流すと、悪臭や排水パイプが詰まる原因になるので流さないでください。また、処理場での汚水処理に大きな負担がかかります。「ごみの正しい出し方」のとおり、調理ごみは水気を切って可燃ごみとして、ごみステーションに出しましょう。
 - サラダ油などの食用油を流さないで
調理用の食用油を流すと固形化し、排水パイプが詰まる原因になるばかりでなく、処理場の微生物では殆ど処理できないので流さないでください。捨てるときは、市販の凝固剤で固めたり、古新聞や布切れなどに染み込ませ、ビニール袋などに入れて口を止め、可燃ごみとして出しましょう。
 - 髪の毛を流さないで
お風呂場や洗面台の目皿などに引っ掛かった髪の毛を流すと、排水パイプが詰まる原因になるので、取り除いてください。取り除いた髪の毛は、可燃ごみとして出しましょう。
 - 水洗トイレで流さないで
トイレットペーパー以外の物をトイレに流さないでください。生理用品や紙オムツ・避妊具・ティッシュペーパーなどを流すと、便器や排水パイプが詰まる原因となります。これらの物も可燃ごみとして出しましょう。
 - 危険物や有害な物質を流さないで
廃油やガソリン・石油・シンナーなどは決して流さないでください。これらの危険物は、ガスが発生して爆発や火災を招く恐れがあり、大変危険です。また、汚水の処理は微生物が行っていますので、殺虫剤・農薬など有害な物質も決して流さないでください。
- ※各ご家庭に配布している「ごみの正しい出し方」は、役場ホームページでもご覧いただけます。

人権ホットライン

ひとりで悩まないで、電話してください

熊野町の人権擁護委員が様々な悩みについて、適切なアドバイス、カウンセリングを行います。

■ 11月21日(金)午前10時～午後3時 ■ 生涯学習課 ☎820・5621

▽電話相談内容：人権の侵害に関する事、身の回りで気になること、その他

人権総合相談所開設

毎日の暮らしの中で起こる様々な問題、いじめ・体罰・女性差別などの差別問題、外国人の問題、家庭内・借地借家・近隣間のもめごとや悩みごとなどを解決するための相談に応じます。

■ 12月4日(木)午前10時～午後3時 ■ 役場3階会議室 無料

▽相談員：人権擁護委員、行政相談員、司法書士

火災警報器設置

全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が必要となります

住宅火災による死傷者をなくすため、消防法が改正され、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。

Q. いつまでに付けるの
A. 既存住宅は、平成23年5月31日までに設置が必要。

Q. どんなものを付けるの
A. 煙式の住宅用火災警報器。「NS」マーク付で、乾電池式で10年の寿命のものがある安心で便利。

※悪質な訪問販売業者の被害にあわないようご注意ください。



- 安芸消防署予防課 ☎822・4349 ☎822・9119
- (生活環境課)

好評分譲中!熊野町平谷

広島・海田方面への通勤に便利
日当り抜群・建築条件なし
残り2区画
157㎡~174㎡
価格 680~750万円



広告

(有)フジ不動産黒瀬店
TEL 0823-83-6201
FAX 0823-83-6202
E-mail fujids@nifty.com



熊野町の火災と救急
一平成20年9月中一
火災件数1件 死傷者0人
救急件数65件 搬送人員63人
※緊急車両の通行に支障となる不法駐車はやめましょう。

火災と救急の通報は119番 其他消防の問合せ・相談は、
安芸消防署熊野出張所 ☎854-1103

